

令和5年度茨城県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、畑作物の導入が困難な水田が多い中であって、排水対策やブロックローテーションなどを推進して麦・大豆等の畑作物の定着を図るとともに、飼料用米を中心とした新規需要米等による転作を進めてきたところである。

結果、令和4年産米の価格についてはコロナ禍からの需要回復に加え、大規模な作付け転換の実現により回復基調に転じたところだが、主食用米の需給は依然として不透明な状況であり、国では、令和5年産においても、令和4年産と同程度の作付転換を実現する必要があるとしていることから、需要に応じた生産を一層強力に進め、価格の安定により農家所得の安定を図る。

また、農業者の減少と高齢化が進み、耕作放棄地が増加する中で、農地の集積・集約化による規模拡大及びコスト低減を進め、経営安定を図る必要がある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県では、これまで飼料用米を中心に主食用米からの転換を図り、令和4年産の主食用米の作付面積は前年に比べ3,100haの減少と作付け転換が進み、現行制度になってから初めて目安とする面積を達成することができた。

一方、排水不良の水田が多いことなどから麦、大豆、高収益作物など定着性・収益性の高い品目への転換は限定的となっており、飼料用米への転換が5割を占めている。

このような中、水田の収益力を強化し、儲かる農業を実現していくためには、県・市町村の関係部局が連携し、生産技術・機械等の導入支援や生産基盤の整備を行い、高収益作物の導入を図っていく必要がある。

具体的な品目としては、トマト、たまねぎ、キャベツ、ねぎなど中食・外食において需要が拡大している品目やレンコン、かんしょ等、本県の全国シェアが高く、水稻から転換することにより所得の向上が期待できる品目を中心に、地域の特性や実情に応じて導入を図る。また、米やかんしょについてはコロナ禍からの鎮静化を踏まえ、輸出の取組を強化していく。

また、子実用とうもろこしやWCS用稲などは畜産物生産に必要な飼料であるが、多くを輸入に頼っており、国産飼料へ転換することで、自給率の向上と生産される畜産物の安心・安全といった付加価値を高めることにつながることから、その導入および拡大を図る。

さらに、飼料用米については、多収品種の導入を進めることにより定着化を促し、産地化を図ることで、農家経営の安定化につなげていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

県内水田面積約10万haのうち4割については、主食用米の需要減により、需要のある非主食用米や他品目への転換が必要である。主食用米だけでは米価下落時の経営に与える影響が大きくなることから、需要が見込める品目を経営に取り入れることにより、水田農業の経営安定化を図っていく。併せて、従来の人・農地プランや今後策定される地域計画に位置付けられた地域の担い手への農地の集積、集約化を進める。

転換を進めるにあたっては、将来にわたって連作障害を回避し、安定した収量を確保で

きるよう田畑輪換やブロックローテーションの構築を進める。また、水田の利用状況の確認の結果、水稻作付を行わないで畑作物が栽培され、経営が効率化されている事案については、積極的に畑地化支援の活用を働きかけ、令和5年度までに畑地化の面積1,500haを目指す。

また、高品質安定生産技術の指導や、畑作物の流通・消費拡大に向けた助言等の支援を行うとともに、畑地化に向けた情報提供や、補助事業を活用した基盤整備の支援等により、畑作物の拡大及び定着を図る。

なお、産地づくりに向けた体制構築支援を活用し、野菜等の展示ほ場を設置するなど、優良事例の横展開を進めることで畑地化の取組を強化するとともに、飼料用米も多収品種の種子確保に必要な取組支援により、産地化を進め、担い手農家の経営安定につなげていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

熟期の異なる品種の導入による作期分散、地域の実情及び実需者ニーズに応じた多収性品種や高温耐性、イネ縞葉枯病抵抗性品種の導入、特別栽培米等の認定・啓発による環境にやさしい米づくり、地力に応じた適正な施肥、大規模経営における省力・低コスト栽培や経営に見合ったICT等先端技術の導入を推進し、担い手の経営安定化を進める。

また、全国ベースの需給見通し、産地別の需給実績や販売進捗・在庫など国の情報を活用し、農業者や集荷取扱業者、農業団体等が中心となって需要に応じた生産が円滑に行えるよう、地域農業再生協議会が中心となり、農業者団体、市町村、県等が一体となって取り組む。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠を活用するとともに、主食用米の需要動向等を注視しつつ作付けを推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

畑作物の導入が困難な水田を中心に作付を推進するとともに、多収品種の導入や多肥栽培による収量の確保、育苗・田植作業や施肥管理におけるコスト削減技術の導入、規模拡大などさらなる生産性の向上を図る。

あわせて、実需者から生産拡大及び安定供給の要請を踏まえ、農家経営安定化のため飼料用米を農家経営の中に位置付け、本作化・産地化を進める。

また、本県産飼料用米の生産・利用を拡大するため、鹿嶋地区にある飼料会社の協力を得ながら、多収品種の普及や、生産コスト低減・栽培技術の向上の取組を推進していく。

なお、多収品種による飼料用米生産の定着を図るため、多収品種の種子種子確保や特認品種の追加に向けた取組を進めていく。

イ 米粉用米

実需者から小麦の代替として期待されており、今後もさらなる需要拡大が見込める米粉用米については、製粉業者等実需者との結びつきのもと、商品性の高い品種「笑みたわわ」等へ転換するとともに、産地交付金を活用し、複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入、規模拡大などさらなる生産性の向上を図る。

ウ 新市場開拓用米

米の輸出に取り組む農業者の組織強化や輸出提携先と農業者とのマッチングを支援するとともに、複数年契約による安定生産・安定供給を推進する。また、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備整備や多収品種の導入等生産性向上の取組を通じた生産基盤の強化を図り、輸出用米の産地づくりを支援する。

エ WCS 用稲

輸入飼料の高騰により、県内畜産農家からの需要拡大が見込まれるなか、契約した畜産農家と継続した取組を推進するとともに、その拡大のため、コントラクター（受託組織）の育成支援や情報提供を行う。また、地域農業再生協議会と連携し、生産性向上のための団地化及び直播等の低コスト栽培技術の導入を推進する。

オ 加工用米

畑作物の導入が困難な水田を中心に作付を推進するとともに、産地交付金を活用して、全国集荷団体を通じた複数年契約を拡大し、安定した供給先を確保する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

土地利用型作物である麦・大豆は、本県の水田輪作体系における重要な戦略作物であるが、連作や湿害等による収量の低下、品質のばらつき等が問題になっており、近年は面積が減少傾向にある。

収量・品質の向上を図るため、田畑輪換やブロックローテーションの導入、適地適作及び排水対策の基本栽培技術を徹底するなど、県・市町村・関係団体が一丸となって産地支援を行うとともに、実需者ニーズに的確に対応するため需要に応じた品種の生産を推進する。

飼料作物については、輸入原料に過度に依存した畜産経営からの脱却に重要な作物であるので、乾田化された水田での作付など適地栽培を推進する。

(5) そば、なたね

そばは、栽培期間が短期間であり、比較的取り組みやすい品目であるが、湿害を受けやすいことから、排水条件が良い水田を選ぶなど適地栽培を進める必要がある。

数量、品質の安定化を図るため、定期的な種子更新の推進とともに、新たな輪作体系の検討等を行う。また、効率的な生産に向けて作業の共同化や生産組合等による作業受委託を推進する。

近年、コロナ禍の影響等もあり、供給過多による価格の低迷が続いていることから、「常陸秋そば」の販売先（播種前契約）の確保や需要拡大を推進する。

(6) 地力増進作物

持続的な農業生産の実現に向けては、「土づくり」に取り組むことが重要である。地力低下が叫ばれる中、収量が落ちている農地においては、緑肥を導入することで作土に多くの有機物を供給でき、深い土層の改良効果も得られることから、次期作の収量向上につながることを啓発するとともに、これらの導入を推進していく。

対象品目は別添対象品目一覧のとおり。

(7) 高収益作物

稲作から高収益作物への転換を推進するため、地域の作付状況や課題を踏まえ、産地交付金を活用し、水田での園芸作物等の産地拡大と定着を図る。

また、園芸作物の導入事例を紹介するなど、稲作から高収益作物への経営転換に向けた積極的な誘導活動を展開する。あわせて、経営転換に意欲的な稲作農家に対して

は、農家が儲かる農業経営に挑戦するために必要な環境の整備や、需要の拡大が見込める中食・外食向けの契約栽培など、市場価格変動の影響を受けにくい販路の開拓を支援する。

地域特認作物

市町村	地域特認作物	市町村	地域特認作物	市町村	地域特認作物
水戸市	ハトムギ	土浦市	グラジオラス アルストロメリア	河内町	里芋
笠間市	栗 菊 梨	石岡市	きゅうり ピーマン	稲敷市	ブロッコリー かぼちゃ 里芋
茨城町	ほうれん草 小松菜 にら	牛久市	落花生 里芋	古河市	なす 未成熟とうもろこし
城里町	ハトムギ	つくば市	芝	結城市	未成熟とうもろこし なす
神栖市	松 ピーマン 千両	阿見町	落花生 グラジオラス 里芋 しょうが きゅうり ほうれん草 すいか	筑西市	きゅうり いちご すいか
鉾田市	メロン いちご 水菜			桜川市	すいか
常陸大宮市	アスパラガス 里芋			八千代町	未成熟とうもろこし なす メロン かぼちゃ
				境町	子実用とうもろこし カリフラワー

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度 (R4) 作付面積等		当年度 (R5) の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	58,300		56,952		56,952	
備蓄米	207		450		450	
飼料用米	14,375		14,375		14,375	
米粉用米	59		90		90	
新市場開拓用米	452		620		620	
WCS用稲	603		620		620	
加工用米	987		1,355		1,355	
麦	4,666	445	4,766	445	4,766	445
大豆	2,226	1,634	2,297	1,634	2,297	1,634
飼料作物	662		682		682	
・子実用とうもろこし	13		20		20	
そば	1,062	744	1,074	674	1,074	674
なたね	2		2		2	
地力増進作物	47		60		60	
高収益作物	3,844		3,922		3,922	
・野菜	3,391		3,462		3,462	
・花き・花木	129		132		132	
・果樹	15		18		18	
・その他の高収益作物	309		310		310	
畑地化	1,141		840		840	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米（基幹作）	新規需要米生産性向上等の取組への加算	①飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積	（令和4年度） 15,489	（令和5年度） 15,705
			②飼料用米の収量	（令和4年度） 589kg/10a	（令和5年度） 600kg/10a
2	加工用米（基幹作）	加工用米の複数年契約の取組への加算	①加工用米の作付面積	（令和4年度） 987ha	（令和5年度） 1,355ha
			②加工用米の複数年契約割合	（令和4年度） 59.3%	（令和5年度） 80%
3	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、子実用とうもろこし、地域特認作物	園芸作物等転換加算	園芸作物の拡大面積（R4からは水稻の減少面積を上限に変更）	（令和4年度） 20.3ha	（令和5年度） 80ha
4	米粉用米	米粉用米の複数年契約取組への加算	（米粉用米）複数年契約取組面積	（令和4年度） 38ha	（令和5年度） 60ha
			（米粉用米）作付面積	（令和4年度） 59ha	（令和5年度） 90ha
5	新市場開拓用米	新市場開拓用米の複数年契約の取組	複数年契約取組面積	（令和4年度） 205ha	（令和5年度） 220ha （令和6年度） 240ha
6	そば、なたね	そば・なたねの作付の取組	水田におけるそばの作付面積	（令和4年度） 318ha	（令和5年度） 400ha
7	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付の取組	輸出用米の作付面積	（令和4年度） 452ha	（令和5年度） 620ha
8	地力増進作物	地力増進作物の作付の取組	地力増進作物の拡大面積	（令和4年度） 47ha	（令和5年度） 60ha （令和6年度） 70ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	新規需要米生産性向上等の取組への加算	1	2,000	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	生産性向上等の取組を1つ取り組む
			5,000		生産性向上等の取組を2つ以上取り組む
2	加工用米の複数年契約の取組への加算	1	6,000	加工用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加する取組み
3	園芸作物等転換加算	1	25,000	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、子実用とうもろこし、地域特認作物	園芸作物の拡大面積(原則として前年度より水稲面積が減少した面積を上限)
4	米粉用米の複数年契約取組への加算	1	3,000	米粉用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加する取組み
5	新市場開拓用米の複数年契約の取組	1	10,000	新市場開拓用米	3年以上の複数年契約で契約期間中に契約数量を維持又は増加する取組み
6	そば・なたねの作付の取組	1	20,000	そば、なたね	そば・なたねで出荷・販売する取組み
7	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000	新市場開拓用米	新市場開拓用米を作付けし認定を受ける取組み
8	地力増進作物の作付の取組	1	20,000	地力増進作物	地力増進作物を作付けし、すき込みをする取組み(拡大面積で、前年度より水稲面積が減少した面積を上限)

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

茨城県

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分額 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
茨城県 (①)	812,711,000	812,711,000	774,480,000
地球農業再生協議会合計 (②)	1,243,073,000	1,243,073,000	1,228,582,576
日立市農業再生協議会	6,560,000	6,560,000	6,473,900
常陸太田地域農業再生協議会	22,188,000	22,188,000	22,188,000
高萩市農業再生協議会	10,720,000	10,720,000	10,720,000
北茨城市農業再生協議会	10,870,000	10,870,000	10,870,000
常陸大宮市農業再生協議会	12,465,000	12,465,000	12,458,660
大子町農業再生協議会	5,374,000	5,374,000	5,374,000
水戸市農業再生協議会	34,393,000	34,393,000	34,393,000
笠間市農業再生協議会	25,616,000	25,616,000	25,616,000
ひたちなか市農業再生協議会	10,425,000	10,425,000	10,418,160
那珂市農業再生協議会	12,533,000	12,533,000	12,532,500
小美玉市農業再生協議会	25,622,000	25,622,000	23,790,000
茨城町農業再生協議会	39,890,000	39,890,000	39,890,000
大洗町農業再生協議会	8,458,000	8,458,000	8,458,000
城里町農業再生協議会	10,249,000	10,249,000	10,176,260
東海村地域農業再生協議会	12,472,000	12,472,000	12,472,000
鹿嶋市地域農業再生協議会	1,643,000	1,643,000	1,643,000
潮来市農業再生協議会	4,479,000	4,479,000	4,478,960
神栖市農業再生協議会	2,538,000	2,538,000	2,524,400
行方市農業再生協議会	17,169,000	17,169,000	17,169,000
鉾田市農業再生協議会	11,063,000	11,063,000	11,062,451
土浦市農業再生協議会	11,858,000	11,858,000	11,857,150
石岡市地域農業再生協議会	32,991,000	32,991,000	32,991,000
龍ヶ崎市農業再生協議会	21,231,000	21,231,000	21,164,680
取手市農業再生協議会	5,876,000	5,876,000	5,876,000
牛久市農業再生協議会	3,843,000	3,843,000	3,842,800
つくば市農業再生協議会	67,188,000	67,188,000	67,188,000
守谷市農業再生協議会	5,606,000	5,606,000	5,605,985
稲敷市地域農業再生協議会	125,554,000	125,554,000	125,553,950
かすみがうら市農業再生協議会	16,090,000	16,090,000	16,090,000
つくばみらい市農業再生協議会	24,888,000	24,888,000	24,886,005
美浦村農業再生協議会	5,238,000	5,238,000	4,902,300
阿見町農業再生協議会	4,057,000	4,057,000	4,056,190
河内町農業再生協議会	21,258,000	21,258,000	21,258,000
利根町地域農業再生協議会	6,907,000	6,907,000	6,711,375
古河市農業再生協議会	35,470,000	35,470,000	35,468,000
結城市農業再生協議会	49,259,000	49,259,000	49,259,000
下妻市農業再生協議会	47,838,000	47,838,000	47,838,000
常総市農業再生協議会	33,451,000	33,451,000	33,451,000
筑西市農業再生協議会	245,111,000	245,111,000	245,111,000
坂東市農業再生協議会	28,615,000	28,615,000	28,604,500
桜川市農業再生協議会	76,357,000	76,357,000	76,357,000
八千代町農業再生協議会	49,352,000	49,352,000	49,352,000
五霞町農業再生協議会	15,760,000	15,760,000	15,760,000
境町農業再生協議会	24,548,000	24,548,000	24,547,500
合計 (①+②)	2,055,784,000	2,055,784,000	2,003,062,576

(注)追加配分が決定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考)国からの配分枠

国からの配分枠	配分枠 (A+B)	
	当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠	2,055,784,000	2,055,784,000

3. 活用方法

配分枠

812,711,000円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3														合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物					その他	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹				その他の高収益作物
1	新規需要米生産性向上等の取組への加算	1	2,000 (20%)				9,000	1,437,500	62,000		60,000								313,700	62,740,000	
			5,000 (80%)																	1,254,800	627,400,000
2	加工用米の複数年契約の取組みへの加算	1	6,000							94,850									94,850	56,910,000	
3	園芸作物等転換加算	1	25,000										8,000				2,000		10,000	25,000,000	
4	米粉用米の複数年契約取組への加算	1	3,000				8,100												8,100	2,430,000	
5	新市場開拓用米の複数年契約の取組	1	10,000																		
6	そば・なたねの作付の取組	1	20,000																		
7	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000																		
8	地力増進作物の作付の取組	1	20,000																		
合計(基幹)※4			実面積				9,000	1,437,500	62,000	94,850	60,000			8,000			2,000		1,673,350	774,480,000	
合計(二毛作)※4			実面積																		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

○追加配分を受けた場合(10月)の対応について

【基礎配分】

- ①県設定整理番号1～4の所要額が当初県設定配分枠を超過(不足)した場合、追加配分枠から差額(不足額)を県設定に配分できるものとする。
- ②県設定に配分した残額を地域設定に配分する。その際、各地域協議会の転換作物の増減や生産数量目標に相当する数値の達成状況、昨年度の実績面積に対する取組面積の増減等に応じて配分できるものとする。

・農業法人の本店所在地の異動などにより、配分を行う地域協議会が変更される場合、各地域協議会への配分額を調整する。

【地域の取組に応じた配分】

- ①地域の取組に応じた配分(整理番号5～8)を受けた場合、取組面積に応じて生産者に対して交付する。
- ②地力増進作物の作付の取組(整理番号8)の配分を受けた場合、下記の方法によって算出した単価により、生産者に対して交付する。
調整単価＝地域協議会ごとの配分額/各地域協議会の生産者ごとの対象面積(支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積及び地力増進作物の前年度からの拡大面積の合計)累計。
なお、生産者への交付額は、生産者ごとの対象面積(支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積及び地力増進作物の前年度からの拡大面積の合計)に応じて配分するものとする。

○追加配分を受けた場合(10月以降も含む)の単価調整について

・各地域農業再生協議会に配分した産地交付金の活用予定額が配分額を下回る場合、残額を県設定に充当する。

- ①県設定整理番号1に、計画面積より取組面積が拡大した使途に充当する。
- ②県設定整理番号1を10,000円/10aを上限に、下記の方法により算出した単価により、10円単位で調整する。

調整単価＝各地域農業再生協議会の残額/整理番号1の対象面積
単価＝調整単価(10円単位)＋当初の単価

・交付金額が配分枠を下回る場合

- ①整理番号1において下記の方法によって算出した単価により、10円単位で調整する。

調整単価＝(配分枠－交付金額)/整理番号1の対象面積

単価＝調整単価(10円単位)＋各地域農業再生協議会に配分した産地交付金の残額が生じた場合の調整後の単価(10円単位)

- ②整理番号1が上限額に達した場合、整理番号2及び3及び4において下記の方法によって算出した単価により、10円単位で一律で調整する。

調整単価＝(配分枠－交付金額)/整理番号2＋3＋4の対象面積

5. 所要額が配分枠を超過(不足)した場合の調整方法

・県設定整理番号1～4の所要額が配分枠を超過(不足)した場合

- ①産地交付金に残額が生じた地域農業再生協議会から、残額を県設定の配分額に充当する。

- ②①の調整をしても所要額が超過(不足)している場合には、県設定整理番号1～4において下記の方法により算出した単価により、10円単位で一律に減額調整する。

(調整単価)＝県設定整理番号1～4の不足金額/県設定整理番号1～4の対象面積

単価＝当初の単価－調整単価(10円単位)

・県及び地域段階において、所要額が追加配分を受けた上での活用予定額(以下「活用予定額」)を下回る協議会がある場合

当該協議会の活用予定額と所要額の差額を、県設定に充当する。残額があった場合、所要額が活用予定額を上回り不足する地域協議会に再配分できるものとする。

なお、再配分は、追加配分を受けた上での所要額と活用予定額との差額を上限に再配分する。県及び地域段階の余りの金額が、所要額と活用予定額の差額に満たない場合、所要額が活用予定額を上回る協議会に一定割合で配分する。

6. 高収益作物について

エゴマ、キビ、モチキビ、ヒエ、ごま、あわ、ハトムギ、その他雑穀

小豆(白小豆含む)、落花生、インゲン、ペニバンインゲン、ささげ豆、そら豆、黒大豆(青大豆、白大豆含む)、

加工用青刈り稲、茶、たばこ、芝、ウコン(薬草)、生薬(トウキ)、まこもたけ、ひまわり油、こんにゃく、モロコシ

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会		整理番号	1		
使途名	新規需要米生産性向上等の取組への加算					
対象作物	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	2,000円以内/10a(生産性向上等の取組数が1つの場合) 5,000円以内/10a(生産性向上等の取組数が2つ以上の場合) (単価の上限は10,000円/10aとする。)					
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <p>○令和4年産米の飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積実績は15,489haとなり、①の目標値に対して112%と大幅に目標値を超えた。令和4年産米の米価は下がる恐れがあったため、系統外集荷業者・営農計画書未提出者への訪問等により推進などを行った結果、飼料用米は大幅な増加となった。このことから、令和5年度の目標値を上方修正する。 令和5年：13,986ha→15,705ha</p> <p>○令和4年産の飼料用米の収量は目標値に対して98%となった。目標達成に向けて、多収品種の導入等引き続き支援を行っていくこととする。</p> <p>【令和5年度の課題】</p> <p>○稲作経営の安定には、需要に応じた生産・販売により、米価を安定させることが必要。 ○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不要であり、畜産業界からの大きな需要のある飼料用米を中心とした新規需要米の本格化・産地化を推進することが有効。 ○主食用米の需給安定を図るため、自らの経営改善や地域の課題解決に率先して取り組む意欲ある担い手を中心に、収入を増大するための多収品種等の導入、農地の利用集積や団地化、低コスト技術の導入などを推進することが必要。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	①飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積	目標	10,000ha	10,759ha	13,801ha	15,705ha
		実績	9,080ha	12,815ha	15,489ha	—
	②飼料用米の収量	目標	680kg/10a	600kg/10a	600kg/10a	600kg/10a
実績		545kg/10a	585kg/10a	589kg/10a	—	
内 容	新規需要米の作付けに当たって、コスト低減や作業の効率化等に取り組んだ農業者に対して配分する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組の要件 別添「取組条件の詳細」のとおり。 					
取組の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 確認書類 別添「取組条件の詳細」のとおり。 					
成果等の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> ①飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積 令和5年12月末までに、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の作付面積を集計する。 ②飼料用米の収量 令和6年3月末までに、飼料用米の生産量を作付面積で除し、平均収量を算出する。 ③生産性向上の取組2つ以上の割合 令和6年3月末までに、支払対象面積を集計する。 					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会	整理番号	2		
使途名	加工用米の複数年契約の取組への加算				
対象作物	加工用米（基幹作）				
単 価	6,000円以内/10a（単価の上限は12,000円/10aとする）				
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <p>○令和4年度の加工用米作付面積は987 haとなり、目標①は未達成となった。新型コロナウイルス感染症の影響等により、加工用米の買取価格が下落したことで飼料用米への転換が進んだことが大きく影響している。</p> <p>○令和4年産の加工用米複数年契約割合は59.3%となり、目標②は未達成となった。なお、複数年契約の交付対象面積は586ha。</p> <p>○加工用米の作付面積及び複数年契約割合ともに減少傾向であるため、引き続き支援を行っていくこととする。</p> <p>【令和5年度の課題】</p> <p>○主食用米の需要量が年々減少している中、これまで以上に、需要に応じた生産・販売を強力に進め、米価の安定を図り、農家の所得を確保していくことが必要。</p> <p>○コメ新市場開拓等促進事業の活用や、実需者と結びついた取り組みを進めることが必要。</p> <p>○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不用であり、需用者から原料用米としての安定供給を求められている加工用米は重要であることから、作付拡大と安定生産に向けて推進していくことが重要。</p> <p>○本県は他の主産地と比較して、事前契約数量が少ないため、複数年契約の締結を推進し、加工用米の安定供給ができるようにしていく。</p>				
	目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
①加工用米の作付面積	目 標	1,300ha	1,355ha	1,355ha	1,355ha
	実績	1,351ha	1,135ha	987ha	—
②加工用米の複数年契約割合	目 標	65%	70%	80%	80%
	実績	67.7%	77.2%	59.3%	—
内 容	加工用米の作付けに当たって、3年以上の複数年の販売契約を締結した農業者に対して配分する。				
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 生産者と集出荷団体（又は実需者） 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 次の要件を満たす、すでに令和3年産または令和4年産から3年以上の複数年の販売契約を締結していること。または、次の要件を満たす、令和5年産から3年以上の複数年の販売契約を締結すること。 ・集荷団体との契約が確認できること。なお、直接販売の場合は、実需者との契約が確認できること。 ・販売契約書又は複数年契約に関する覚書（参考様式1）に各年産の契約数量が明記されていることかつ契約不履行に対する違約条項があること。 ・契約期間中の契約数量が維持または増加すること（増加分は対象外）。 				
取組の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 確認書類 ・集荷団体又は実需者との契約が確認できる販売契約書又は複数年契約に関する覚書。 ・契約ごとの生産者リスト 				
成果等の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> ①令和5年12月末までに作付面積を集計する。 ②令和6年3月までに作付面積及び支払対象面積から複数年契約割合を算出する。 				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会		整理番号	3		
使途名	園芸作物等転換加算					
対象作物	かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、子実用とうもろこし、地域特認作物（基幹作）					
単 価	25,000円/10a以内(単価の上限は50,000円/10aとする。)					
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <p>○令和4年度の交付対象面積は20.3haとなり、目標達成率25%となった。 令和2年度から、対象面積を「前年度と比較して主食用米の作付面積が減少した農業者に対して、作付減少面積を上限とする」要件を追加した。 ○令和4年度からはさらに要件緩和（水稻の減少面積を上限）し、定着性の高い高収益作物への転換を促すこととしたが、十分な成果が得られなかった。</p> <p>【令和5年度の課題】</p> <p>○主食用米の需要が減少する中、水田のフル活用及び農業所得の向上を図るためには、主食用米から園芸作物への転換を推進する必要がある。 ○令和5年度からは、交付対象者を販売農家に見直すとともに、さらに水田を新規に賃借した場合に対象となるように見直すことで、高収益作物転換に向けた機運を促すこととし、支援内容及び目標値の見直しは行わず、支援を継続する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	園芸作物の拡大面積（R4からは水稻の減少面積を上限に変更）	目標	100ha	80ha	80ha	80ha
		実績	32ha	41ha	20.3ha	—
内 容	前年度と比較して水稻の作付面積が減少した農業者に対して、作付減少面積を上限としたうえで、園芸作物の拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 販売農家 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度と比較して水稻（主食用米、飼料用米、新市場開拓用米、加工用米、WCS用稲、米粉用米）の作付面積が減少すること。ただし、新規に水田を賃借した場合はこの限りでない。 ・園芸作物の作付面積が拡大すること。 					
取組の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 園芸作物の拡大面積 (R5対象品目の作付面積) - (R4産地交付金の対象面積) で算出する。 R5作付面積は営農計画書、出荷販売伝票等により確認する。 5. 水稻の減少面積 営農計画書等で確認する。 令和4年度の面積が過去の営農計画書や出荷販売伝票で確認できない場合、本人から申告書を提出してもらい確認する。 ※なお、4の園芸作物の拡大面積と5の水稻の減少面積を比較して、小さい方の面積分について配分する。 6. 新たに賃借した農地であることの確認 農業委員会等が発行する農地賃借を確認できる書類の写し又は特定農作業受委託契約書の写しにより確認する。 					
成果等の確認方法	令和6年3月末までに支払対象面積を集計する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	4		
使途名	米粉用米の複数年契約取組への加算						
対象作物	米粉用米(基幹作)						
単 価	3,000円/10a以内						
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <p>○令和4年度の複数年契約取組面積は米粉用米38haとなり、目標①（複数年契約取組面積）は未達成となった。</p> <p>○令和4年度の作付面積は59haとなり、目標を達成することができた。令和4年産米価の大幅な下落危機を関係機関一体となって周知し、作付転換を推進したことにより、複数年契約及び作付面積が拡大となった。</p> <p>○令和5年度は米粉専用品種の拡大や、実需者と連携した取り組みを推進することで面積の拡大を図っていくこととし、目標①、②ともに目標を上方修正する。</p> <p>複数年契約取組面積：令和5年度 41ha→60ha 作付面積：令和5年度 50ha→90ha</p> <p>【令和5年度の課題】</p> <p>○米粉用米については、需要が限られているため、製粉業者等実需者が求める需要に応じた品種へ転換し、複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入、さらなる生産性の向上を図る必要がある。</p> <p>○実需者と連携した取組を推進することで、面積の拡大を図っていくこととし、R5年度はR4年度から1.5倍に拡大を目指すこととした。</p>						
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	米 粉 用 米	①複数年契約取組面積	目標	20ha	35ha	41ha	60ha
			実績	29ha	41ha	38ha	—
		②作付面積	目標	40ha	44ha	50ha	90ha
実績			37ha	43ha	59ha	—	
内 容	米粉用米の作付けに当たって、次の要件を満たす農業者の3年以上の複数年契約の締結に対して配分する。						
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 生産者と集荷団体（又は実需者） 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 次の要件を満たす、すでに令和3年産または令和4年産から3年以上の複数年契約を締結していること。または、次の要件を満たす、令和5年産から3年以上の複数年の販売契約を締結すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・集荷団体との契約が確認できること。なお、直接販売の場合は、実需者との契約が確認 ・販売契約書又は複数年契約に関する覚書（参考様式1）に各年産の契約数量が明記されていることかつ契約不履行に対する違約条項があること。 ・契約期間中の契約数量が維持または増加すること（増加分は対象外）。 						
取組の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ・集荷団体又は実需者との契約が確認できる販売契約書又は複数年契約に関する覚書。 ・契約ごとの生産者リスト 						
成果等の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> ①令和5年12月末までに、米粉用米の作付面積を集計する。 ②令和6年3月末までに、作付面積及び支払対象面積から複数年契約割合を算出する。 						
備考							

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会	整理番号	5		
使途名	新市場開拓用米の複数年契約の取組				
対象作物	新市場開拓用米(基幹作)				
単 価	10,000円/10a				
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <p>○海外産地における不作や減産により、国産米の海外需要が上向き、実績値が目標値を大幅に上回った。このことから、令和5年度以降の目標値を上方修正する。 令和5年度：62ha→220ha 令和6年度：62ha→240ha</p> <p>【令和5年度の課題】</p> <p>○主食用米の消費減少が続く中で、定着性の高い品目への転換・産地化を図る必要がある。 ○コロナ禍からの回復により、今後需要の拡大が見込まれる輸出等の新市場開拓等のニーズへの対応が重要となることから、複数年契約を推進することで、供給の安定化を図る。</p>				
目 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	複数年契約取組 面積	目標	5ha	220ha	240ha
		実績	205ha	—	—
内 容	需要者との複数年契約（3年以上）に基づき、新市場開拓用米を作付けする取組を支援する。				
具体的要件	<p>1 需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和5年産から新たに複数年契約を結んだものに限る）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。</p> <p>① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。</p> <p>② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</p> <p>③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。</p> <p>2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p>				
取組の 確認方法	<p>○以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書及び営農計画書 ・ 新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類（新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等） ・ 販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 				
成果等の 確認方法	令和6年3月までに交付対象面積を確認する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	6
使途名	そば・なたねの作付の取組				
対象作物	そば・なたね（基幹作）				
単 価	20,000円/10a				
課 題	<p>【令和4年度の評価】 ○目標に対し、達成率は79.5%であった。新型コロナウイルス感染症による中食・外食の減少により、そばの需要量が減少した、価格が低下したことから、作付面積が伸びなかった。取組面積の目標達成に向けて引き続き支援を行っていく。</p> <p>【令和5年度の課題】 ○稲作経営の安定には、需要に応じた生産・販売により、米価を安定させることが必要。 ○主食用米の需要が減少する中、水田のフル活用を図るため、需要を踏まえた、そばの作付けを推進していく必要がある。 ○そばやなたねは湿害を受けやすいことから、排水条件が良い水田を選ぶなど適地栽培を進める必要がある。</p>				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	水田におけるそばの作付面積（基幹作）	目標 400ha 実績 323ha	400ha 339ha	400ha 318ha	400ha —
内 容	水田において、そば・なたねを作付けた農業者に対して配分する。				
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 実需者等との間で出荷・販売契約を締結している。 				
取組の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 取組要件 出荷・販売契約書。 				
成果等の 確認方法	令和6年3月までに支払対象面積を集計する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	7	
使途名	新市場開拓用米の作付の取組					
対象作物	新市場開拓用米(基幹作)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <p>○目標470haに対し、作付面積452haと目標を達成することができなかった。海外でのコロナ禍でのロックダウンによる外食減少により需要量が減少したことが要因。昨年は輸出米の在庫が積みあがっている現状を踏まえ、令和4年度の目標を下方修正したが、5年度については、コロナ禍からの回復もあり、目標を元に戻す。</p> <p>【令和5年度の課題】</p> <p>○主食用米の需要量が年々減少している中、これまで以上に、需要に応じた生産・販売を強力に進め、米価を安定・農家の所得を確保していくことが必要。</p> <p>○畑作物の導入が困難な湿田が多い本県では、新たな設備投資が不用である、新市場開拓用米の作付拡大を推進することが有効。</p> <p>○米の国内消費量が年々減少する中、新たな販売先を海外に求めることが必要。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	輸出用米の作付面積	目標	450ha	620ha	470ha	620ha
		実績	622ha	441ha	452ha	—
内 容	内外の新市場の開拓を図る米穀を作付けた農業者に対して配分する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 販売農家・集落営農。 2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。 3. 取組要件 新規需要米取組計画書の認定を受けている。 					
取組の確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 2. 交付対象水田であること 水田台帳、及び営農計画書。 3. 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 農業共済との突合、もしくは現地確認により行う。 4. 取組要件 新規需要米取組計画書 					
成果等の確認方法	令和6年3月までに支払対象面積を集計する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会		整理番号	8		
使途名	地力増進作物の作付の取組					
対象作物	地力増進作物（基幹作）					
単 価	20,000円以内/10a					
課 題	<p>【令和4年度の評価】</p> <p>○目標50haに対し、作付面積47haと目標を概ね達成した。</p> <p>○地力増進作物の作付拡大について、県内の多くの地域で意欲的な取組がみられることから、令和5年度以降の目標を上方修正する。</p> <p>令和5年度：50ha→60ha 令和6年度：50ha→70ha</p> <p>【令和5年度の課題】</p> <p>○農業生産の持続的な維持向上に向けては、「土づくり」に取り組むことが必要。収量が落ちている農地においては、緑肥を導入することで作土に多くの有機物を供給できるとともに、深い土層の改良効果により、次期作の収量向上につなげていく必要がある。</p> <p>○水田においては、水稻を作付けした場合、温室効果ガスのメタンを排出しているが、地力増進作物へ転換することにより、メタン排出がほぼゼロになるとともに、土壌にすき込むことで土壌中に有機物を供給し、炭素貯留効果が期待できる。生産性の向上に併せ、環境に配慮した農業に取り組んでいく必要がある。</p>					
目 標			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地力増進作物の拡大面積	目標	—	50ha	60ha	70ha
		実績	—	47ha	—	—
内 容	前年度と比較して地力増進作物の作付面積が拡大した農業者に対して、拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	<p>1 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。</p> <p>2 取組要件</p> <p>(1) 地域協議会の水田収益力強化ビジョンの「作物ごとの方針」に、以下を位置付けること。</p> <p>① 地力増進作物の活用目的</p> <p>② 活用目的に照らして推奨する具体的作物 なお、当該ビジョンに地力増進作物を位置付けていない地域協議会は配分対象としない。</p> <p>(2) (1)の位置づけを行った地域協議会ごとくみて、以下のア及びイの合計面積について、配分する。</p> <p>ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分実施面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積とする。）</p> <p>イ 支援対象年度の作付面積が前年度の作付面積から増加している場合、以下の①又は②のいずれか小さい方の面積</p> <p>① 水稻作付面積（コメ新市場開拓等促進事業の対象米穀は除く）の前年度からの減少分</p> <p>② 地力増進作物作付面積（基幹作）の前年度からの増加分</p> <p>(3) 同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。なお、3年以上の支援を要する場合には、必要性を記載した理由書を提出の上、県の承認を得るものとする。</p> <p>(4) 地力増進作物を作付した翌年の水田には、主食用米以外の作物を作付するものとする。ただし、水稻（主食用米、飼料用米など）と転換作物のブロックローテーションに取り組みつづ土づくりを行う場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 対象作物に適した作期での栽培や、すきこみ等の作業を行うこと。</p> <p>3 交付対象者 販売農家・集落営農</p> <p>4 交付対象面積 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積及び地力増進作物の前年度からの拡大面積の合計に応じて交付する。</p> <p>5 単価調整 下記の方法によって算出した単価により、生産者に対して交付する。 調整単価＝地域協議会ごとの配分額/各地域協議会の生産者ごとの対象面積（支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積及び地力増進作物面積の前年度からの拡大面積の合計）累計。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。</p> <p>2 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 作業日誌または写真もしくは現地確認により行う。</p> <p>3 地力増進作物の拡大面積 (R5作付面積) - (R4作付面積) で算出する。 R5、R4作付面積は営農計画書により確認。</p>					
成果等の 確認方法	令和6年3月末までに支払対象面積を集計する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

(別紙)

新規需要米生産性向上等の取組への加算 取組条件の詳細

○取組条件の詳細

- ・次のうちいずれか1つ以上に取り組めば加算の対象とします。ただし、交付単価は1つの場合は2,000円/10a以内、2つ以上の場合は5,000円/10a以内とします。
- ・次の確認書類等により交付申請者の取組を確認するほか、必要に応じて適宜、各地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。

取組条件	具体的内容	確認書類等	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・ 水稻種子の温湯種子消毒（60度・10分等）を行う。 ・ 温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・ 作業日誌 ・ 温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	・ 1箱当たりの播種量を増やし（250～300g程度）移植時の使用箱数を削減する	・ 作業日誌 ・ 育苗時写真
	プール育苗	・ 簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・ 作業日誌 ・ 育苗時写真
	堆肥施用	・ 堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	側条施肥	・ 田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	・ 作業日誌 ・ 作業写真
	低成分肥料（単肥配合を含む。）施肥	・ 土壌診断に基づく低成分肥料（窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料）を利用する。この肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものも含む。	・ 作業日誌 ・ 診断結果 ・ 購入伝票
	流し込み施肥	・ 追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	・ 作業日誌 ・ 購入伝票
	疎植栽培	・ 50株/坪以下（株間22cm以上）で田植えする。	・ 作業日誌 ・ 栽培写真
	立毛乾燥	・ 通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に	・ 作業日誌

		乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安 あきたこまち：出穂後30～35日 コシヒカリ：出穂後35～40日	
	不耕起田植技術	・耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	可変施肥機の利用	・収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	ドローン等の活用による施肥・農薬散布	・農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	・計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 ・自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・作業日誌 ・出荷伝票
作業の効率化	連坦化	・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設 (CE・RC)の活用	・品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	・使用料の明細
	人・農地プランに掲げられた担い手 (農地の集積)	・各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積している。	・人・農地プラン ・営農計画書
組織的な取組	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員であること。	・規約(写) ・組合員名簿
	共同計算の取組	・受領代理するための共同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	・出荷契約書(写) ・組合員名簿
WCS用稲専用品種の導入	(稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル(令和2年3月)及び令和5年播種用飼料イネの栽培と品種特性掲載品種)うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか(全21品種)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票	

<p>飼料用米専用品種 の導入</p>	<p>(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日付け4農産第5189号)別紙1別表品種) いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、知事特認品種(月の光、あきだわら) (全23品種)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票
<p>米粉用米専用品種 の導入</p>	<p>北瑞穂、ふくのこ、ミズホチカラ、笑みたわわ、亜細亜のかおり、ほしのこ、こなだもん、越のかおり、あみちゃんまい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票

〔加工用米〕
〔米粉用米〕の複数年契約に関する覚書

_____（以下「甲」という）と集荷業者_____（以下「乙」という）
とは、甲の生産する令和 5・6・7 年産の加工用米（種類）_____の生産・出荷に関し、次の
とおり覚書を締結する。なお、次に定めない事項については別途、甲・乙で出荷契約を締結する。

（売渡委託等）

- 第 1 条 甲は、乙に対し、農林水産省が定める「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」
（以下「国の要領」という）の加工用米について、売渡しの委託または売渡し（以下「売渡委託
等」という）を行い、収穫後乙に出荷する。
- 2 乙は、甲の委託に対し、責任をもって受託する。

（売渡委託等を行う数量）

- 第 2 条 甲が、乙に売渡委託等を行う数量は次のとおりの数量とする。なお、国の要領に基づき、数量
変更を行うことができるものとする。
- 令和 5 年産米 : 数量 : _____ 玄米 kg
令和 6・7 年産は、5 年産の数量と同じとする。
- 2 甲は、国の要領に定める方法により出荷契約数量の変更を行う場合、変更後の数量について本
覚書にもとづき売渡委託等が行われたものとする。
- 3 甲は、国の要領に基づく取組計画の認定後、主食用米の不作など需給動向を踏まえて農林水産
省が必要と判断した場合の計画の変更または認定の取り消しの申請をした場合、本覚書に基づき
売渡委託等が行われたものとする。

（違約金）

- 第 3 条 甲は、甲の責に帰すべき理由により第 2 条に定める数量を下回った場合は、乙に違約金を支払
う。
- 2 違約金の単価は、玄米 60kg あたり _____ 円とする。

この覚書締結の証として、本書正 1 通、写 1 通を作成し、正は乙が、写しは甲が保有する。

令和 年 月 日

（生産者コード）

甲（住所） 印
（氏名）

乙 印

作 付 面 積 誓 約 書

令和 年 月 日

市・町・村 農業再生協議会長 様

住所(所在地)

氏名

(名称及び代表者名)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金（以下、「交付金」という。）の交付申請を行うに当たり、下記事項を誓約します。

また、誓約事項について違背の事実が判明した場合、もしくは違背の事実ありとみなされる疑義が生じた場合には、申請者としての登録の抹消又は交付金の返還に予め同意し、後日異議を申立てません。

記

令和4年度に販売目的で水田に作付けした品目の作付面積は次のとおりです。

(注) 地域特認作物は、交付対象品目の欄にご記入ください。

	品目名	令和4年度作付面積
交付対象品目		a
		a
		a
		a
		a
		a
		a

※太枠内に品目名と面積（小数点第2位まで）をご記入ください

令和5年度地力増進作物 対象品目一覧

	地域協議会名	地力増進作物
1	日立市農業再生協議会	レンゲ、シロツメクサ、ヘアリーベッチ、ソルゴー、エンバク、ヒマワリ、ライ麦、マリーゴールド、緑肥用トウモロコシ、チャガラシ、クロタラリア、セスバニア、クリムソクローバー
2	常陸太田地域農業再生協議会	レッドクローバー、レンゲ、すきこみ麦
3	高萩市農業再生協議会	セスバニア、ヘアリーベッチ、ソルガム、レンゲ、シロツメクサ
4	北茨城市農業再生協議会	セスバニア、ヘアリーベッチ、ソルガム
5	常陸大宮市農業再生協議会	なし
6	大子町農業再生協議会	なし
7	水戸市農業再生協議会	なし
8	笠間市農業再生協議会	イネ科 エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ、イタリアンライグラス、ソルガム（ソルゴー）、スーダングラス、トウモロコシ、ギニアグラス、ヒエ マメ科 ヘアリーベッチ、レンゲ、クリムソクローバ、アカクローバ、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ キク科 ヒマワリ、マリーゴールド アブラナ科 シロガラシ、ナタネ、カラシナ（チャガラシ） ハゼリソウ科 ハゼリソウ
9	ひたちなか市農業再生協議会	なし
10	那珂市農業再生協議会	ヘアリーベッチ、れんげ、ソルガム、大麦
11	小美玉市農業再生協議会	なし
12	茨城町農業再生協議会	ソルゴー、ソルガム、ヒエ、エンバク、イタリアンライグラス、セスバニア、ヘアリーベッチ
13	大洗町農業再生協議会	レンゲ、クローバー、ソルゴー
14	城里町農業再生協議会	クローバー、ソルゴー、ヘアリーベッチ
15	東海村地域農業再生協議会	なし
16	鹿嶋市地域農業再生協議会	なし
17	潮来市農業再生協議会	レンゲ、シロツメクサ
18	神栖市農業再生協議会	ソルガム、クローバー
19	行方市農業再生協議会	ナツカゼ、シロツメクサ、レンゲ
20	鉾田市農業再生協議会	なし
21	土浦市農業再生協議会	ソルガム、ヘアリーベッチ
22	石岡市地域農業再生協議会	ソルガム、青刈り稲
23	龍ヶ崎市農業再生協議会	ソルガム、セスバニア、青刈り稲
24	取手市農業再生協議会	なし
25	牛久市農業再生協議会	ソルガム、レンゲ、イタリアンライグラス
26	つくば市農業再生協議会	なし
27	守谷市農業再生協議会	なし
28	稲敷市地域農業再生協議会	エンバク、ライムギ、ソルガム、ギニアグラス、ヘアリーベッチ、クリムソクローバ、クロタラリア、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ
29	かすみがうら市農業再生協議会	ソルガム、蓮華
30	つくばみらい市農業再生協議会	なし
31	美浦村農業再生協議会	なし
32	阿見町農業再生協議会	なし
33	河内町農業再生協議会	エンバク、ライムギ、ソルガム、ギニアグラス、ヘアリーベッチ、リムソクローバ、クロタラリア、ヒマワリ、マリーゴールド、ロガラシ、カラシナ
34	利根町地域農業再生協議会	なし
35	古河市農業再生協議会	ソルガム、セスバニア、ヘアリーベッチ、クロタラリア、エンバク、クローバー、レンゲ、マリーゴールド、イタリアンライグラス、すきこみ麦
36	結城市農業再生協議会	イタリアンライグラス、ソルガム、エンバク、地力用トウモロコシ、れんげ、マリーゴールド、クローバー、クロタラリア、すき込み麦、セスバニア、ヘアリーベッチ、地力用ひまわり、チャガラシ、ライ麦
37	下妻市農業再生協議会	セスバニア、ヘアリーベッチ、ソルガム
38	常総市農業再生協議会	ソルガム及びれんげ
39	筑西市農業再生協議会	イタリアンライグラス、ソルガム、すき込み麦、レンゲ
40	坂東市農業再生協議会	ソルガム
41	桜川市農業再生協議会	青刈り稲、ソルガム
42	八千代町農業再生協議会	ソルガムやエンバク
43	五霞町農業再生協議会	ひまわり、ソルガム、ヘアリーベッチ、クローバー、れんげ、エンバク、マリーゴールド、チャガラシ、麦
44	境町農業再生協議会	ソルガム、セスバニア、ヘアリーベッチ、クロタラリア、エンバク、クローバー、レンゲ、マリーゴールド、イタリアンライグラス、すきこみ麦

令和6年度水田収益力強化ビジョン 栽培集収益性データ

1 租収益との比較 (単位:円)

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
区 分	水稲	エゴマ	キビ	モチキビ	ヒエ	ごま	あわ	ハトムギ	その他雑穀	小豆(白小豆含む)	落花生	インゲン	ペニバンインゲン	ささげ豆	そら豆	黒大豆(青大豆、白大豆含む)	加工用青刈り稲	茶	たばこ	芝	ウコン(薬草)	生薬(トウキ)	まこもたけ	ひまわり油	こんにゃく	モロコシ	
	(小規模2ha)移植										露地栽培									日本芝						畑作	畑作
調査事例の経営規模	水稲2ha									畑作	落花生50a 水稲2ha	畑作						畑作	畑作	芝 250a 水稲150a							
租 収 益	収量(kg/10a)	510	50	172	180	350	80	200	350	200		390		200	200	1,200	123	600			1,000	250	210	500	25		100
	単 格(円/kg)	195	4,500	500	500	200	1,800	500	320	500		367		1,385	300	400	1,044	200			130	300	1,000	1,200	3,714		1,400
	その他収入、交付金	15,000		0				8,000						0	8,000			8,000			0	8,000	7,000				
収入合計 ①	114,450	225,000	86,000	90,000	70,000	144,000	108,000	112,000	100,000	123,000	143,130	66,000	277,000	68,000	480,000	128,412	128,000	348,000		427,591	130,000	83,000	220,000	600,000	92,850	395,000	140,000
経営費合計 ②	106,977	105,000	39,839	39,839	19,000	107,946	40,000	99,749	40,000	83,000	76,381	42,000	178,739	55,000	178,739	80,307	100,000	249,000		171,515	70,247	30,000	112,962	75,800	54,772	200,000	40,000
所得 ①-②	7,473	120,000	46,161	50,161	51,000	36,054	68,000	12,251	60,000	40,000	66,749	24,000	98,261	13,000	301,270	48,105	28,000	99,000		256,076	59,753	53,000	107,038	524,200	38,078	195,000	100,000
所得 所得率	12	53	53.7	56	73	25	63.0	10.9	60.0	32.5	46.6	36.4	35.5	19.1	62.8	37.5	21.9	28.4		59.9	46	63.9	48.7	87.4	41.0	49.4	71.4
備考	県経営指標より	三重県松阪市及センター栽培マニュアルより	経営指標より	経営指標より	三重県農業研究所・埼玉県農業研究所より	県経営指標より	鳥取県栽培マニュアルより	県経営指標より	県経営指標より	県経営指標より	県経営指標より	県経営指標より	県経営指標より	県経営指標より	県経営指標より	県経営指標より	県経営指標より	県経営指標より	2024年日本地方農林水産省より	県経営指標より	県経営指標より	県経営指標より	宮崎県、富山県データより(五農均)	県市データより	取手市データより	農業経営統計調査(全国平均)より	生産費開き取り経営費は雑穀と同率と想定

茨城県農業再生協議会 会員名簿

令和5年5月29日現在

	組 織	役 職	氏 名
会 長	茨城県農林水産部	部長	上 野 昌 文
副会長	茨城県農業協同組合中央会	専務理事	深 谷 伊知郎
	全国農業協同組合連合会茨城県本部	副本部長	大和田 晃
	茨城県食糧集荷協同組合	専務理事	藤 枝 弘 幸
監 事	茨城県食糧販売協同組合	常務理事	土 田 敏 幸
	茨城県農業共済組合連合会	参事	小 室 隆 則
	茨城県信用農業協同組合連合会	代表理事専務	中 澤 順 一
	一般社団法人茨城県農業会議 (茨城県担い手育成総合支援協議会) (茨城県耕作放棄地対策協議会)	専務理事	鈴 木 要 至
	茨城県土地改良事業団体連合会	専務理事	根 本 力
	公益社団法人茨城県農林振興公社	常務理事	加倉井 直 樹
	公益社団法人茨城県畜産協会	専務理事	浅 野 博 之
	茨城県農業経営士協会	会長	畠 長 弘
監 事	茨城県農業法人協会	会長	飯 田 等
	茨城県認定農業者協議会	会長	平 澤 協 一
	茨城県稲作経営者会議	会長	大 嶋 康 司
	県北地区農業協同組合協議会	会長	和 知 裕 一
	鹿行地区農業協同組合協議会	会長	安 藤 昌 義
	県南地区農業協同組合協議会	会長	根本 作左衛門
	県西地区農業協同組合協議会	会長	古 澤 諭
	茨城県農林水産部産地振興課	課長	加 治 真 継
	茨城県県北農林事務所	所長	大 高 幹 夫
	茨城県県央農林事務所	所長	飛 田 聡 志
	茨城県鹿行農林事務所	所長	柏 木 達 陽
	茨城県県南農林事務所	所長	入 野 達 之
	茨城県県西農林事務所	所長	石 寺 真
	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター	センター長	海 野 雅 文
オブザー バー	関東農政局 (茨城県拠点)	地方参事官	石 山 悟